

3. 重点整備地区の選定

3-1 重点整備地区の考え方

移動等の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に進めるため、バリアフリー化を推進する一定の区域を、重点整備地区として定めます。

「重点整備地区」とは、次に掲げる法定要件に該当する区域をいいます。

バリアフリー新法第2条二十一项

- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に重要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

移動等円滑化の促進に関する基本方針

生活関連施設が徒歩圏に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地域であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区。

3-2 特定旅客施設及び重点整備地区の選定

瀬戸市内において、特定旅客施設の要件である1日平均利用者数が5,000人以上である駅は、名古屋鉄道新瀬戸駅、名古屋鉄道尾張瀬戸駅の2駅が該当します（バリアフリー新法施行令第一条第一号に該当）。そのうち、名古屋鉄道尾張瀬戸駅については、階段の無い地上駅であることや、周辺道路整備も万博開催に合わせてバリアフリー化が推進されていることから、瀬戸市において優先的にバリアフリーを実施する地区として名古屋鉄道新瀬戸駅周辺地区を位置付けることとします。

また、隣接する愛知環状鉄道瀬戸市駅に関しては、1日平均利用者数が約4,600人であり、近年の傾向からも、近い将来に5,000人を超える見込みであること、名古屋鉄道新瀬戸駅への相互乗り換えやバス路線への乗り換え駅であること、病院を始めとした生活関連施設の集中した地区であること等、名古屋鉄道新瀬戸駅と一体的に移動円滑化を図ることが特に必要であると考え、名古屋鉄道新瀬戸駅と同じく、特定旅客施設として捉えることとします。（バリアフリー新法施行令第一条第三号に該当。）

駅周辺のバリアフリー化は、市内の他駅についても促進すべきであると考えますが、その実施には多額の費用が掛かること、交通事業者を始めとした関係者の協力が必要であることから、今後の法律や国等の補助制度の動向を見極めながら、その推進を図っていくこととします。

また、今回の新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺におけるバリアフリー基本構想の策定を出発点として、ノウハウや当事者の課題把握等も継続して発展しつつ、今後も鉄道駅周辺のバリアフリー化への取り組みを進めていきます。

バリアフリー新法 第二条第六号

六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

バリアフリー新法施行令第一条

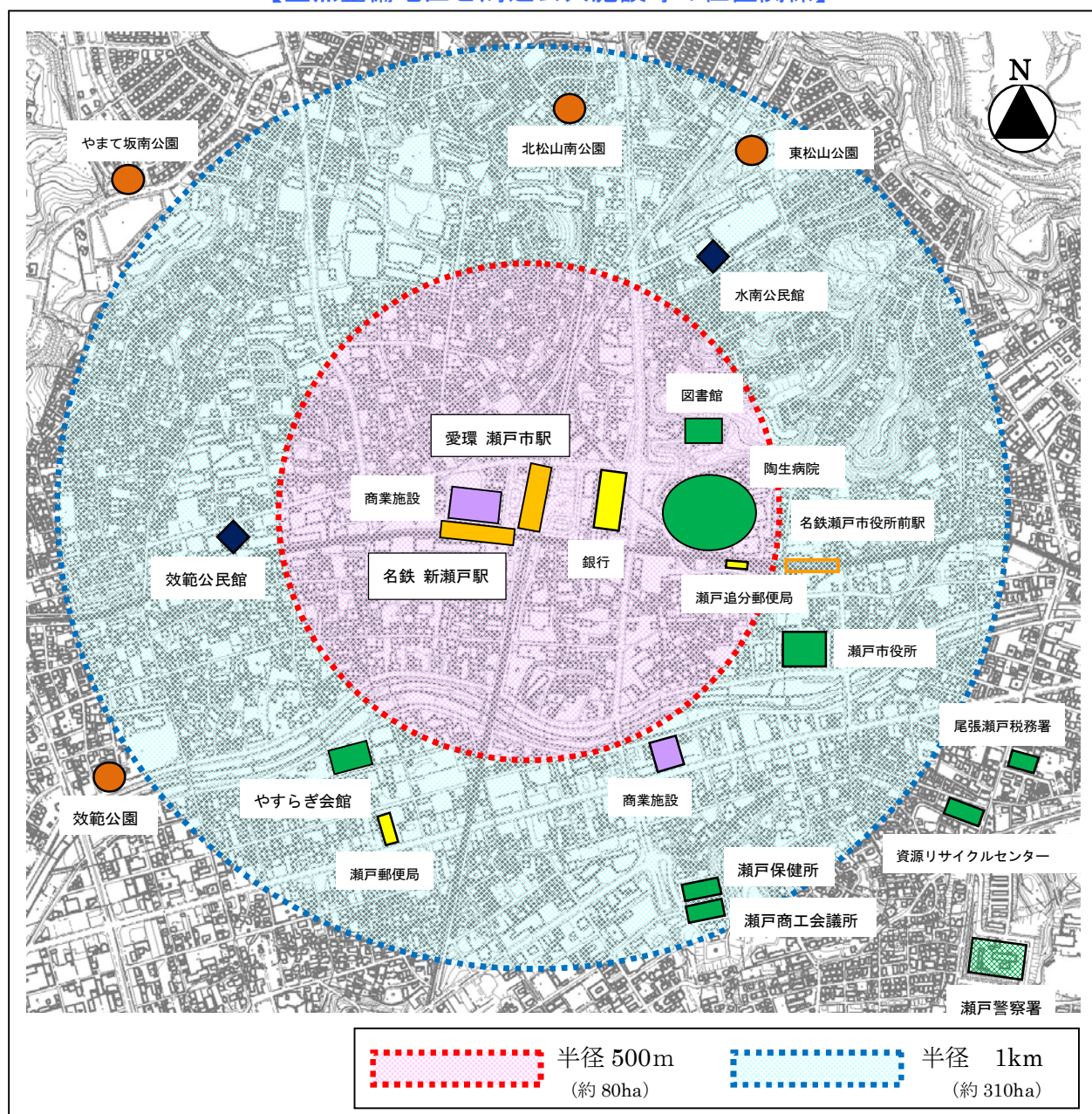
第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
 - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
 - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

3-3 重点整備地区の範囲

新瀬戸駅・瀬戸市駅を中心に徒歩圏内である半径 500m～1km の区域内で、市役所、陶生病院、やすらぎ会館等の生活関連施設相互の移動が通常徒歩で見込まれる地域を重点整備地区として考える範囲とします。

【重点整備地区と周辺公共施設等の位置関係】



■主要施設の1日平均利用者数

施設名称	利用者数	備考
瀬戸市役所	約 900 名	平成 12 年度窓口・案内の統計
陶生病院	約 1,500 名	平成 19 年 10 月実績
やすらぎ会館	約 400 名	平成 19 年度窓口利用者数
図書館	約 600 名	平成 19 年 9 月、10 月実績

3-4 生活関連経路の設定

重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ主要な経路を、今後バリアフリー化を推進する生活関連経路として設定します。

生活関連経路の定義は下記のとおりです。

バリアフリー新法 第2条二十一項

ロ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。）相互間の経路

重点整備地区内における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

歩道の有効幅員が最低2 m以上確保できる経路、2 m確保することが著しく困難な区間については、車いすが転回でき、車いす使用者と人がすれ違うことができる歩道（有効幅員1.5m以上）が確保できる経路

上記の条件を満たす、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺における生活関連経路の候補として考えられる主要な経路を抽出しました。

これら候補経路の中からバリアフリー化を推進すべき経路（生活関連経路）を、現地調査や問題解消の実現性等を考慮しながら設定します。

【生活関連経路(候補)】

